



『JA やすらぎ会』 入会申込書

No 251007

顧客番号		(申込日) 令和 年 月 日			
お 申 込 者	お 名 前	フリガナ	電話	() -	
			生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日
	ご 住 所	〒 -			
受 付 名		支店 出張所 担当者			

個人情報について

申込書に記載していただいた個人情報は、やすらぎ会員管理(資格対象者情報連絡等)以外には利用いたしません。

JA 組合員資格

正 ・ 准 ・ 外

手続き終了後、会員証を交付いたします。

(但し、申込時に会員証の交付ができなかった場合はご送付いたします)

南部葬祭センター(虹のホール)

〒901-0202 豊見城市嘉数285番地 TEL 098-852-2800 FAX 098-852-2833

北部葬祭センター

〒905-1152 名護市伊差川798-1 TEL 0980-54-5335 FAX 0980-54-5123

中部葬祭センター(虹のホールうるま)

〒904-2241 うるま市兼箇段84番地 TEL 098-974-3300 FAX 098-974-3331

宮古葬祭センター(虹のホールみやこ)

〒906-0012 宮古島市平良字西里1439-2 TEL 0980-72-0983 FAX 0980-72-0985

センター長印	センター担当者印	部 課 長 印	担 当 者 印

やすらぎ会会則

書込申会人「会きさむやしA」

制定日：平成10年11月1日

1. 会の名称

この会は、沖縄県農業協同組合が主宰する「やすらぎ会」（以下本会）と称します。

2. 目的

本会は、葬儀に関する会員と組合員の相互扶助を目的とします。

3. サービス地域

本会が役務サービスの提供を行う地域は、沖縄本島内及び宮古地区とします。

4. 入会

- (1) 本会会則を承諾の上 入会をお申し込みください。
- (2) 会員には会員証を差し上げます。
- (3) 会費は無償です。

5. 会員

上記4の条件を満たした者。

6. 会員の特典

会員は、別紙で定める特典・サービスを受けることができます。

7. 退会

- (1) 会員はいつでも退会することができます。
- (2) 会員が亡くなった場合は退会とします。会員特典は会員の葬儀・相続に関する部分に限り相続人の方がご利用できます。

8. 改廃

この会則の改廃は、常務が行う。

附則

1. この要領の変更は令和4年1月1日から施行する。
2. この要領の変更前の入会金5,000円会員については 葬儀施行時に5,000円を葬儀費用に充填する。
3. この要領の変更後でも、平成17年11月30日以前の入会金5,000円については会員が退会した場合は入会金を返還する。
4. JA葬祭「やすらぎ会」会員募集要領は廃止する。
5. この要領の改訂は令和7年10月1日から改定する。改定後は改定版を適用するものとする。

※会員特典についてはチラシをご覧ください

田 吉 昌 雄			